



**株式会社シティインデックスイレブンスらによる当社株式を対象とする  
大量買付行為の具体的かつ切迫した懸念への対応方針（買収防衛策）の概要**

---

2021年3月9日



**日本アジアグループ**

---

シティ社公開買付けは撤回となりましたが、引き続き、当社の経営権取得を図る具体的かつ切迫した懸念があり、買収防衛策の導入を決議いたしました

## 今回の決定内容と今後の流れ

### 今回の決定について

- 当社取締役会は、シティ社らを標的とし、原則として株主の皆様の承認が得られる場合に限り発動する買収防衛策の導入を決議いたしました

### 株主の皆様の適切なお判断のために

- 買収防衛策について、株主の皆様に適切なお判断をいただくため、シティ社らに対して大量買付行為の予定の有無を含めた、追加情報の提供を請求いたします。今後シティ社らより提供される情報を精査した上で、株主総会の開催方針を決定いたします

### 株主総会で株主の皆様のご意思を確認

- 株主総会で株主の皆様のご承認を得られた場合に、買収防衛策が発動され、新株予約権の無償割当てが実施されることとなります
- 但し、シティ社らが所定の手続きを遵守せず、株主総会の開催前に大量買付行為を行おうとする場合（以下「手続き違反の大量買付行為」といいます）のみ、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会の決議のみで発動いたします

# 本買収防衛策の概要



平時に導入される買収防衛策とは異なり、かつ、株主の皆様の意思を尊重した買収防衛策となります

1

- ✓ 主な目的は①シティ社らによる当社株式の大量買付行為、②シティ社らによる大量買付行為の懸念が継続している状況下での他の大量買付行為への対応です
- ✓ 有効期間は、原則として、2021年開催の定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結時まで限定されます
  - 大量買付行為が具体的に懸念されなくなった後において維持することは想定していません

2

- ✓ 買収防衛策に基づく対抗措置は、株主総会（株主意思確認総会）での承認を得た上で発動される予定です
- ✓ シティ社らが手続き違反の大量買付行為を行う場合のみ、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会の決議のみで発動いたします

買収防衛策の導入・発動により、一般株主の皆様が保有する当社株式全体の価値が、一般株主の皆様のご意向に反して希釈化されることはありません

# 買収防衛策導入の背景

シティ社らが当社の経営権を取得した場合には、**当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を毀損する可能性**が否定できません

## 当社株式の大量買付行為に対する考え

大量買付行為を受け入れるか否かの判断は、当社の企業価値ないし株主の皆様のご利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきと考えます

## シティ社らによる当社の経営権取得に関する問題点

### ★ 当社の企業価値を向上させる具体的な経営方針を示しておりません

- シティ社らに当社の経営権取得の意向がある場合には、**経営方針等に関する十分な情報提供**がなされた上で、**株主の皆様が判断するための十分な期間**を確保する必要があります

### ★ 少数株主に対して当社株式の売却を強圧するおそれがあります

- シティ社らが市場で当社株式を買い集める、または再度公開買付けを開始する等して、支配株主となることで、当社の**企業価値が毀損されることを懸念**する株主が、株主として留まることにリスクを感じ、自らの意思に反し**当社株式を売却せざるを得ない**と考えるおそれがあります
- この強圧性の問題を解消した上で、株主の皆様がシティ社らの大量買付行為による**支配権移転の是非を判断できる機会**を提供する必要があります

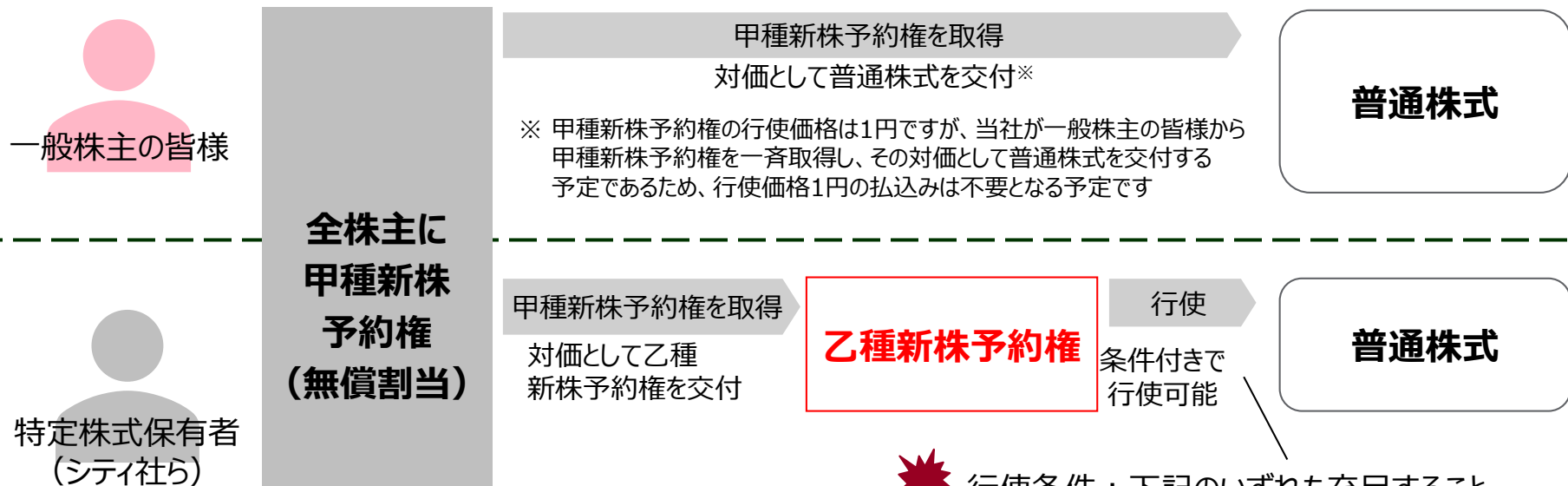
# 本買収防衛策に基づく対抗措置

一般株主と大量買付者とで**行使条件及び取得条項が異なる**新株予約権の、全株主への無償割当てを行います

## 対抗措置の対象

- 買付行為等の結果、株券等所有割合が20.5%以上となる大量買付行為

## 対抗措置の概要



# 今後の主な手続



## 大量買付行為実施の 予定の有無の確認・ 追加情報提供の要求

- ✓ 大量買付行為を行う予定の有無の確認（注1）
- ✓ 株主/取締役会の判断に不足する情報の提供を要求
- ✓ シティ社からの追加情報提供

（注1）大量買付行為が行われる可能性がないと判断した場合には、それ以降の手続は実施せず、本買収防衛策の発動は行いません

## 取締役会 の検討

- ✓ 特別委員会に対抗措置発動是非を諮問
- ✓ シティ社からの追加情報に基づく取締役会での検討

## 株主総会 の開催

- ✓ 取締役会が適当と判断した場合、株主総会開催を決定（注2）
- ✓ 株主総会において買収防衛策導入・発動の是非を付議

（注2）シティ社らが手続き違反の大量買付行為を行う場合のみ、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会の決議のみに対抗措置を発動する場合があります

## 対抗措置 の発動

- ✓ 株主総会で承認され、かつ、大量買付行為が中止又は撤回されない場合、新株予約権無償割当てを決議
- ✓ 新株予約権無償割当ての効力発生



(ご参考)  
今後の当社の経営方針について (3月1日公表)

---

# 企業価値向上に向けた施策の概要



当社が直面する経営課題の解決のため、中心的事業会社2社の戦略的売却を通じ、大幅な株主還元を実施後、「第2の創業」を目指す

1

新たな事業体制下で、社会課題の解決を通じた当社ミッションの実現加速、更なる企業価値向上に取り組む

+ 「第2の創業」への挑戦に際し、以下の施策を実施

2

特別配当（300円／株）の実施

3

企業価値の最大化を目的とした  
中心的事業会社2社の戦略的売却の検討

4

中心的事業会社2社の売却資金による更なる株主還元の方針



# 企業価値向上に向けた施策の位置づけ

これまでの株主の皆様からのご支援にお応えするための株主還元を実施  
 今後の更なる還元に向けて、「第2の創業」での飛躍・成長にチャレンジ

1

「第2の創業」  
 企業価値向上

→ 新事業体制でも、これまで株主の皆様にご賛同いただいていた企業理念を堅持。更なる企業価値の向上を目指す

「第2の創業」に向けて  
 (企業理念を更に追求、  
 企業価値  
 の向上を目指す)

2

特別配当  
 (300円/株)の実施

→ 当社の経営理念にご賛同いただいていた株主の皆様への還元

4

中心的事業会社2社の  
 売却資金による更なる  
 株主還元

→ 中心的事業会社2社の潜在価値を顕在化した上で、大幅な株主還元を予定

3

中心的事業会社2社の  
 戦略的売却の検討

→ 新パートナー傘下での2社の成長を通じて企業価値の最大化を図る

「第2の創業」での成長投資にも資金を充当し、更なる飛躍・成長への種まきを行う

これまでの取組み  
 (“グリーン・コミュニティ”の創造)